令和８年度
市民税・県民税申告の手引き〈宮崎市〉

手引きをご参照のうえ、申告の必要がある方は、申告期限までに申告書の提出をお願いいたします。

申告が必要か確認しましょう

令和８年１月１日現在、宮崎市に居住していましたか？
- いいえ → 宮崎市内に家屋敷をお持ちですか。（11ページ参照）
  - いいえ → 令和８年１月１日に居住していた市区町村へお問い合わせください。
  - はい → 市民税・県民税の申告が必要です。
- はい → 令和７年 1月 1日から令和７年12月31日までに収入がありましたか。
  - いいえ → 下の①～③のいずれかに該当しますか？
    ①国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している。
    ②所得（課税）証明や申告書の写し等が必要。
    ③市のサービスを受ける。
    （保育料算定、特定医療費受給、障がい者福祉タクシー券など）
    - はい → 市民税・県民税の申告が必要です。
      ※未申告の場合、国保税などの軽減措置が適用されない場合があります。
    - いいえ → 市民税・県民税の申告は必要ありません。
  - はい → 収入は非課税所得のみですか？
    ※非課税所得とは、遺族年金、障がい年金、雇用(失業)保険などのことです。
    - はい → 上の①～③のいずれかに該当しますか？
    - いいえ → 税務署に所得税の「確定申告書」を提出しますか？
      - はい → 市民税・県民税の申告は必要ありません。
      - いいえ →

給与収入がある方

会社の給与以外に所得がありましたか？
- いいえ → 市民税・県民税の申告は必要ありません。
  ※ただし、年末調整されていない控除を受けようとする方は申告が必要です。
- はい → 市民税・県民税の申告が必要です。

公的年金等収入がある方

公的年金等以外に所得がありましたか？
- はい → 市民税・県民税の申告が必要です。
- いいえ → 下の①②のどちらにも該当しますか？
  ①昭和36年１月１日以前生まれ
  ②公的年金等収入が1,515,000円以下
  - はい → 市民税・県民税の申告は必要ありません。
  - いいえ → 年金の源泉徴収票に、扶養親族、障がい及び寡婦等について正しく記載されていますか？
    - いいえ → 市民税・県民税の申告が必要です。
    - はい → 医療費、生命保険料などの控除を申告しますか？
      - はい → 市民税・県民税の申告が必要です。
      - いいえ → 市民税・県民税の申告は必要ありません。

雑所得（業務・その他）、事業所得（営業・農業）、不動産所得、一時所得等がある方

→ 市民税・県民税の申告が必要です。

公的年金等収入400万円以下の方へ

前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。

【お問い合わせ先】　〒880－8505　宮崎市橘通西１丁目１番１号　宮崎市役所　市民税課
電話（0985）21－1748　　FAX（0985）38－9557

この手引きは、一般的な事項について説明してあります。ご不明な点はお問い合わせください。